

中小企業あきた

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
 における納税等の特例 1

2 2020年版中小企業白書・小規模企業白書のポイント 3

○景況レポート4月分 6

○中小企業組合等支援施策情報 8

○話題の広場
 中央会事業より 8
 アラカルト 9
 インフォメーション 10



TOPICS 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における納税等の特例

■納税猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、事業収入が前年同月比20%以上減少し、納税が困難である場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間の納税猶予が受けられます。

対象となる県税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。申請手続きは、令和2年6月30日又は納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要です。

■県税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、総合県税事務所・各支所にご相談ください。

- 1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- 2) 本人又は生計を同じにする家族が病気がかかった場合
- 3) 事業を廃止し、又は休止した場合
- 4) 事業に著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、総合県税事務所・各支所にご相談ください。

■固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

現在、中小企業が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されています(固定ゼロの特例)。緊急経済対策における税制上の措置として、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物(門・塀・看板など)を追加するとともに令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長されることになりました。

対象地域	全国1,646自治体(うち、1,642がゼロ(令和2年2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ↓ 事業用家屋と構築物を対象に追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%)を投資後3年間ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

■固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者が保有する設備や建物等の**令和3年度の固定資産税及び都市計画税**が、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2となります。

なお、令和2年度の固定資産税及び都市計画税は、特例制度(事業収入が前年同月比20%以上減少)により、1年間猶予可能となります。

[減免の対象]

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

[減免率]

令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

労働保険料等の申告・納付期限の延長、納付猶予の特例について (秋田労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください
 - ※ 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等を提出してください。(郵送又は電子申請でも受け付けております。(電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。))

[お問い合わせ先]

秋田労働局労働保険徴収室
TEL: 018-883-4267
もしくは県内各労働基準監督署まで

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について (日本年金機構)

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、厚生年金保険料等の納付を**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付を行うことが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できます。

申請方法

- 「納税の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。(郵送で申請いただけます。)
 - ※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- 指定期限までの申請が必要です。
 - ※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。
 - 猶予制度の一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

TEL: 0570-666-228(ナビダイヤル)
受付時間: 月～金曜日(祝日除く)

2020年版中小企業白書では、中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」に着目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組を調査・分析をしています。本号では、テーマ別分析で採り上げられている付加価値額向上についてご紹介します。

中小企業・小規模事業者の労働生産性

中小企業の従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)は、大きな落ち込みはないものの、長らく横ばい傾向で推移しており、大企業との差は徐々に拡大している。労働力のうち約7割を占める中小企業の労働生産性の平均値は、大企業における労働生産性の平均値をおおむね下回っており、業種にかかわらず、企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなっている。業種別での労働生産性の規模間格差では「建設業」や「製造業」、「情報通信業」で企業規模間での差が大きい。一方、「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、大企業含め業種全体での労働生産性の水準が低いこともあり、企業規模間格差は比較的小さい。人口減少に直面する我が国の付加価値額を引き上げるためには、大企業だけでなく、労働生産性の高い中小企業を増やしていくことが重要である。

図1 企業規模別従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移

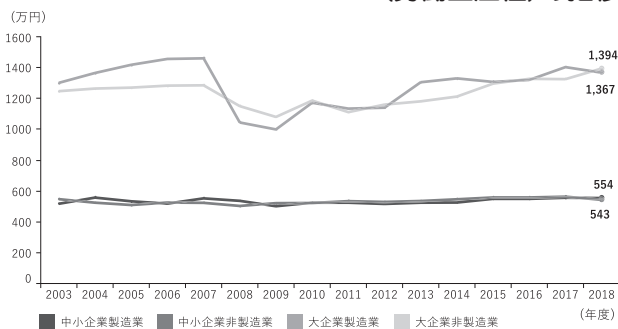
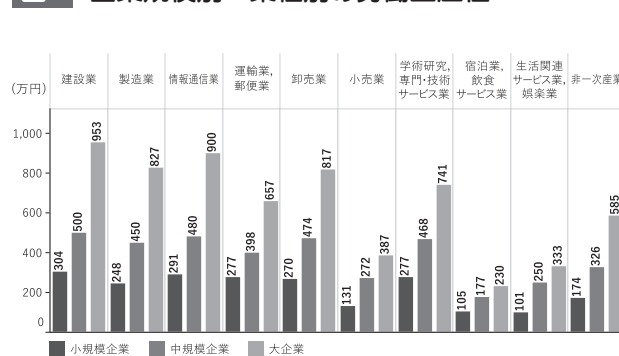


図2 企業規模別・業種別の労働生産性

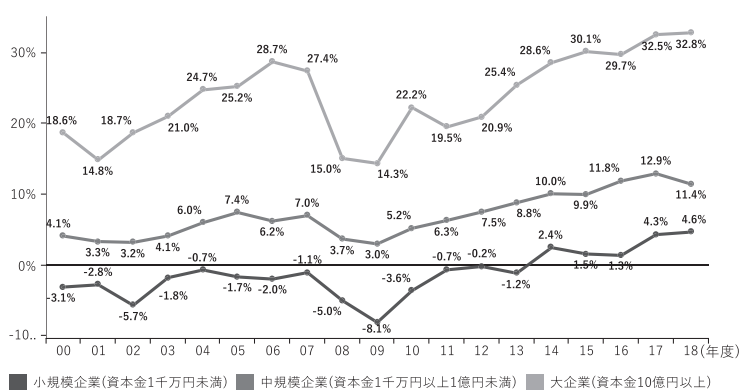


新たな価値を生み出す中小企業

企業が生み出す付加価値と労働生産性

労働分配率が高い中規模企業及び小規模企業では、生み出した付加価値のうち、営業純益として残る割合が、大企業と比べて相対的に低くなっている。企業が生み出す「付加価値額」は、「従業員数」×「従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)」によって決まる。企業単位から見れば、従業員数を拡大させることを通じて、付加価値額を増やすことも可能であるが、人口減少が進む中、我が国全体としての付加価値額を増やしていくためには、「従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)」の増大が必要となり、収益拡大から賃金引き上げへの好循環の実現により、企業が生み出す付加価値自体を増大させていくことが不可欠である。

図3 企業規模別、付加価値額に占める営業純益の割合の推移



製品・サービスの差別化

差別化への取組の結果として、企業の22.1%は単価上昇と数量増加を同時に実現しており、差別化に成功している企業ほど営業利益率・労働生産性が高い傾向にある。新製品・サービス開発に当たっては、製造業では顧客ニーズ起点、非製造業では社会課題起点に取り組む企業において、労働生産性の上昇幅が大きい傾向が見られる。

また、新事業分野への進出と労働生産性との関係では、新事業分野へ進出した企業は、進出して

ない企業と比較して、製造業で労働生産性の上昇幅が大きい傾向にある。

製品・サービスの差別化や新事業展開により新たな価値を生み出すことが労働生産性の向上のため重要である。

図4 差別化への取組の業績への影響

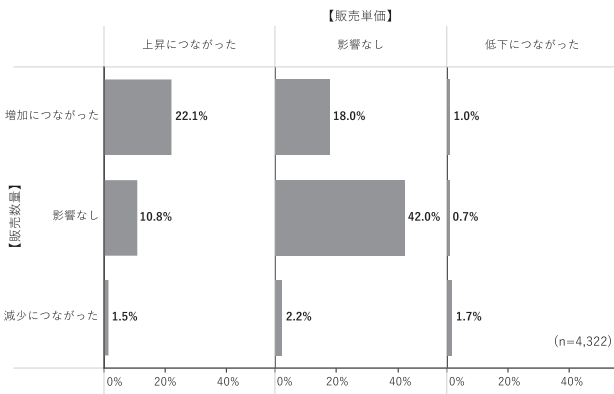
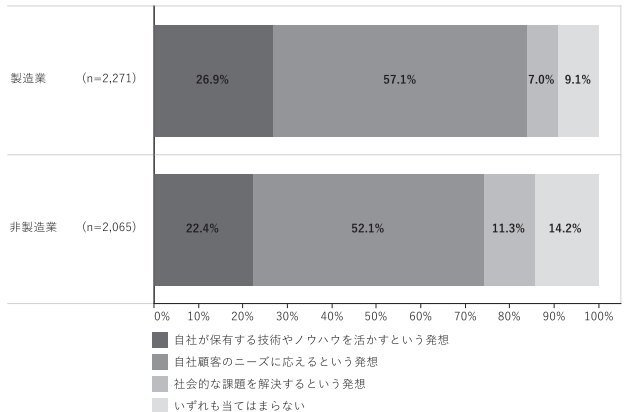


図5 新製品・サービス開発の際に
きっかけとなる発想



外部連携・オープンイノベーションの推進

人的資本投資については、投資を実施している企業は、実施していない企業と比較して、労働生産性の上昇幅が大きい。

また、製造業では経営資源の中で知的財産権・ノウハウを最重視する企業の労働生産性が高い傾向にある。

外部連携については、製造業では同分野や同目的で外部連携を活用する企業は労働生産性の上昇幅が大きく、非製造業では、いずれの分野でも外部連携を活用する企業は労働生産性の上昇幅が大きい。オープンイノベーションの連携先としては、同業種の中小企業が多い一方、異業種や大学と連携する企業において、労働生産性の上昇幅が大きい。

図6 人材教育・能力開発投資の実施の有無別、
労働生産性の変化

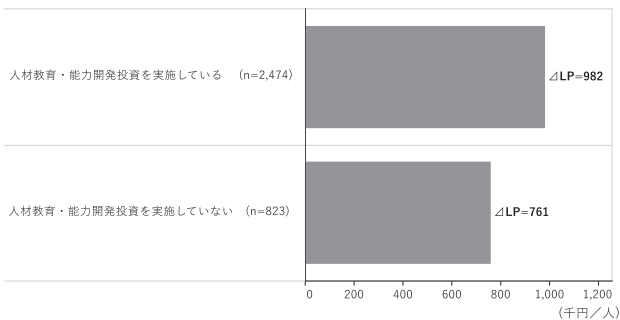
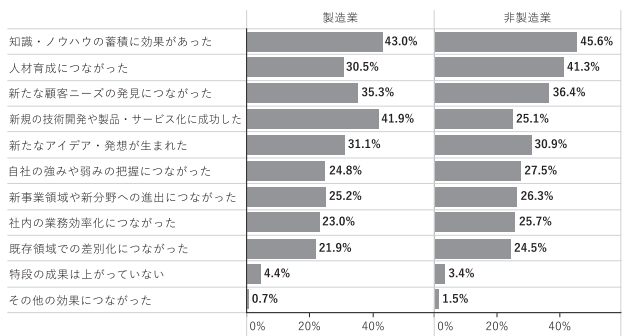


図7 オープンイノベーションの取組効果

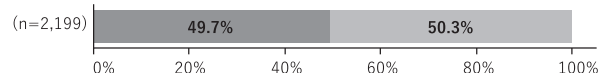


付加価値の獲得に向けた適正な価格設定

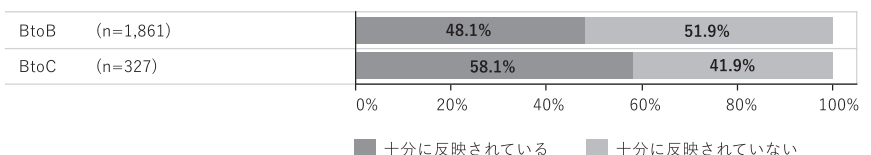
競合他社と比較して製品・サービスに優位性のある企業は労働生産性の水準が高いが、その中でも、優位性が価格に十分に反映されている企業とされていない企業が約半数ずつ存在する。さらに、両者を比較すると、優位性が価格に十分に反映されている企業の方が労働生産性の水準が高いことから、優位性を価格に十分に反映する取組により、さらに労働生産性を高めていく余地がある。

図8 優位性の有る企業における、優位性の価格反映状況

(1) 優位性の有る企業全体



(2) 顧客属性別



また、「顧客への優位性の発信」、「価格競争に参加しない意識」、「個々の製品・サービスごとのコスト管理」ができていない企業では、優位性が価格に十分に反映されている傾向が高い。

価格設定を考えるに当たっては、「顧客」、「競合」、「コスト」のいずれの視点も重要であるが、どの視点を重視しているかによって、必要な意識や取組の状況に違いがある。

企業は、生み出した付加価値を従業員へ還元することが期待される中、収益拡大から賃金引上げへの好循環を実現し、顧客、企業、従業員のそれぞれが満足できる価格設定を立て、企業が実際に付加価値を獲得していくため、優位性により創出した価値を「価格」に適正に反映し、収益化していくことが重要となる。

■付加価値の獲得に向けた取引関係の構築

受注側事業者の取引関係と売上高の関係を見ると、売上高を増加させている企業の特徴として、販売先数を増加させていること、取引の中心となる企業は有しつつも過度に依存していないこと及び主要取引先の見直しを行っている。

次に、取引適正化の観点から、価格転嫁については、特に従業員規模の小さい企業ほど、コストの変動に対する価格転嫁ができていない。

また、価格転嫁を行うためには発注側事業者と交渉の機会を持つことが重要であり、さらに、価格転嫁ができた企業は、「提案力・企画力」に優位性を有している。加えて、価格転嫁と投資活動の関係を見ると、価格転嫁ができていない企業ほど、投資に必要な利益の確保ができておらず、投資に対して消極的である。

以上を踏まえ、適正な利益の確保から前向きな投資へ、という望ましい循環を、発注側事業者と受注側事業者が共に目指す必要性がある。

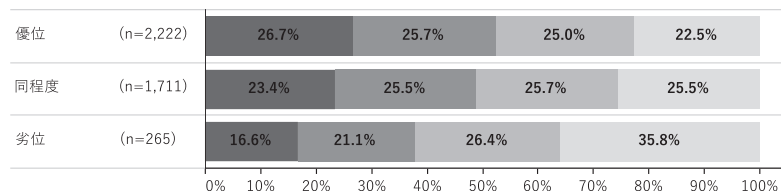
代金の支払については、依然として代金の支払手段として手形が利用されており、その割合が高いほど手形の支払サイトも長い傾向にある。また、手形割引に掛かる負担の多くを受注側事業者で負担しているという状況にある。

働き方改革については、業界構造上の問題も大きく、業界全体を挙げて業界慣習の見直しを進めていく必要性がある。

より多くの付加価値を獲得していくためには、それぞれの企業が取引における交渉力を高めるとともに、取引条件の改善に向けて具体的な行動を起こしていく必要があり、良好な取引関係の構築に向けては、大企業を含む発注側事業者に求められる役割も大きい。

図9 優位性の有無別・優位性の価格反映状況別労働生産性の水準

(1) 競合他社と比較した主な製品・サービスの優位性の有無別



(2) 優位性の有る企業における、優位性の価格反映状況別

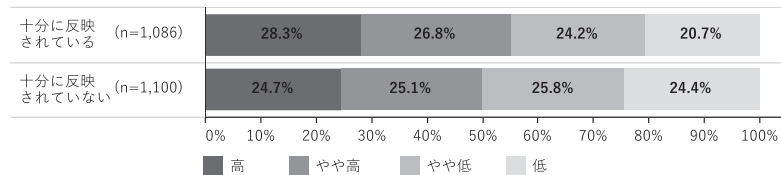
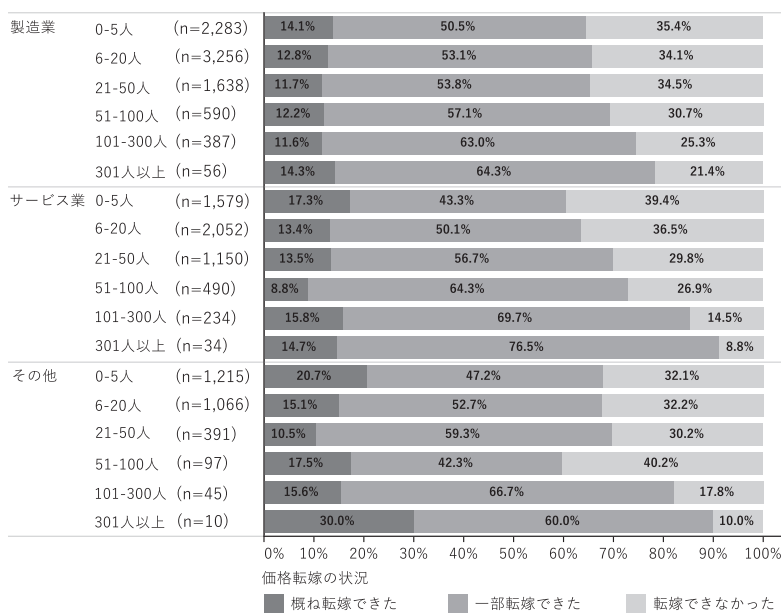


図10 直近10年間の販売先数の増減別に見た、優位性の比較(受注側者)

	①販売先数が増加した企業 (n=6,633)	②販売先数が減少した企業 (n=5,275)	①-②
総合的な優位性	70.5%	29.5%	41.0%
製品の機能・サービスの独自性	66.2%	33.8%	32.3%
品質	62.7%	37.3%	25.4%
供給力	62.8%	37.2%	25.6%
ブランド力	63.3%	36.7%	26.6%
提案力・企画力	69.4%	30.6%	38.9%
アフターサービス	65.2%	34.8%	30.4%

図11 直近1年間のコスト全般の変動に対する価格転嫁の状況(受注側事業者)



[出典：2020年版中小企業白書・小規模企業白書概要(中小企業庁)]

景況レポート

(4月分・情報連絡員60名)

新型コロナウイルス感染症の影響により景況DI値は更に悪化

【概況(全体)】

4月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが3.3%(前回調査3.8%)、「悪化」が80.0%(同71.3%)で、業界全体のDI値は-76.7となり、前月調査と比較し9.2ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックともに景況DI値は先月より悪化したが、本県DI値の下げ幅が大きく、全国及び東北・北海道ブロックを2ヶ月連続して下回る結果となった。

【業界別の状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により製造業、非製造業ともに各業種で悪化割合が大幅に増加したことで、景況DI値は前月調査を大幅に下回ることとなった。

ほとんどの業種のDI値がマイナスとなり、新型コロナウイルス感染症の影響の深刻さが窺える。

緊急事態宣言による経済停滞の影響から主要3指標に加えて、資金繰りも落ち込んでおり、業種を問わず、先行きを不安視している声も多く、今後さらなる落ち込みを懸念する声も多い。

<全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-76.7	-72.9	-69.9
製造業	-83.3	-74.6	-71.6
非製造業	-72.2	-71.8	-68.9

<景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】



【天気図の見方】
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ~製造業~

(回答数：24名 回答率：100%)

食料品 (豆腐) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校給食が休止し、さらにホテル・飲食店なども休業となり、売上は30%以上ダウンし、景況は最悪の状況下にある。

食料品 (菓子) 新型コロナウイルス感染拡大防止による営業自粛により、人、物の動きが少なく、特に駅、空港、観光地に納品している業者は深刻な状況である。

繊維工業 (ニット) 緊急事態宣言の発出以降、大消費地の売場が軒並み休業しているため、取引先より減産・生産中止・納期後延ばし等の要請が相次いでいる。各社、マスク生産等しているが、社内用や地域貢献としての生産で経営状況は苦しい。

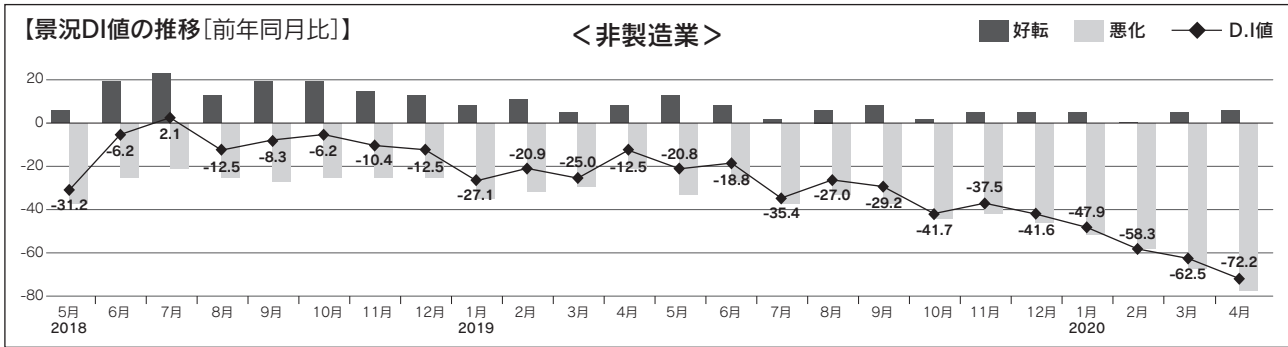
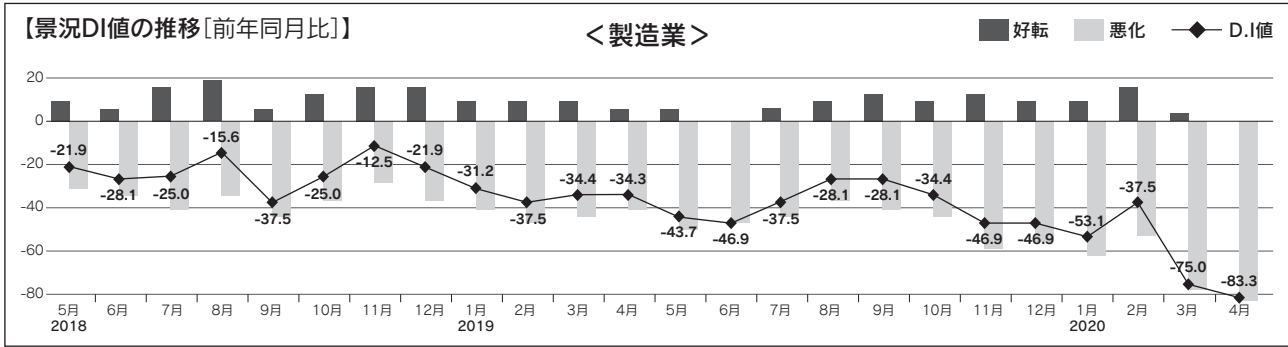
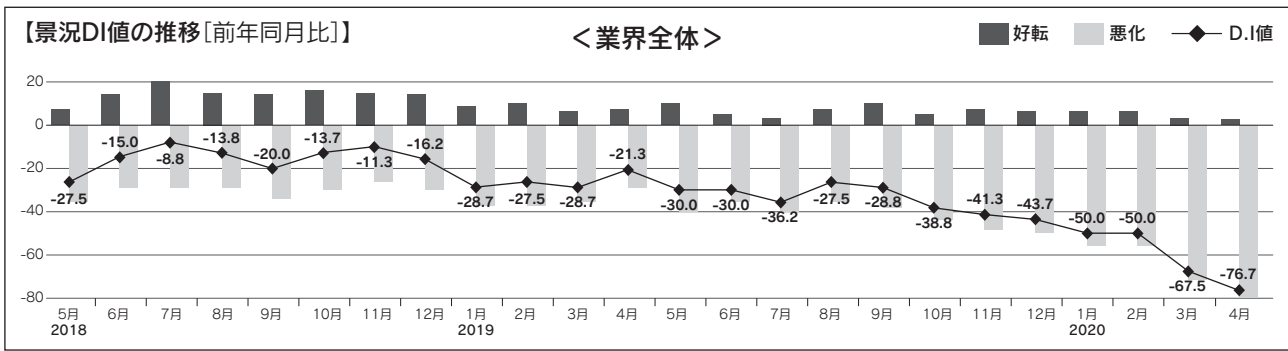
繊維工業 (繊維) 医療用ユニフォーム製品が多いためか発注数に大幅な落ち込みはない。ただ、指図数の細かい商品が多く、切り替えは手間がかかることから効率が悪く、数量の少ない品番は売上が伸びない。新型コロナウイルス問題では、通常依頼されることのないマスク等の発注があった。

木材・木製品 (一般製材) 新型コロナウイルス感染症の影響で、製品販売量は20%程度減少している。商社・製品市場の営業活動が停止しており、5月は更に受注減が予想されるため、資金繰りは厳しくなるとみている。一方、原木の入荷量は順調で土場が満杯となり受入不能となっている。製品の販売価格は、九州地区・西日本方面から滞留在庫の大量放出で、東日本でも値崩れが起きている。

印刷 新型コロナウイルスにより、営業活動への制約も増え、減益の得意先が多く、一部で特需も発生しているものの多くの企業は売上減少になっている。イベントの中止・延期による受注減も増加し、小規模事業者ほど厳しい状態になっている。今後、組合員も含めて得意先の倒産、廃業が懸念される。

窯業・土石製品 (生コンクリート) 4月の出荷数量は前年同月比90%台である。全県の4割近くを占める県南地区がここ2ヶ月低調に推移しており、落ち込みが顕著となった。中央地区の文化施設、能代山本地区の統合高校及びトンネル工事があるが、今後、新型コロナウイルスの影響から工事の延期も考えられ、各社の経営状況も憂慮される。

鉄鋼・金属 (鉄鋼) 見積物件は極端に減少している。現在は以前受注した物件を稼働しており、新規物件がないことから新型コロナウイルス感染症の影響による受注の低下等、先行きの不安を感じている。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：36名 回答率：100%)

卸売業 (青果)	売上高は前年同月比93.6%で推移した。スーパーマーケット等の量販店は営業自粛の対象となっていないこともあり、量販店顧客への売上に関しては思ったほどの落ち込みはなく、売上増加も見られる。ホテル関係・冠婚葬祭関係・外食産業関係の業務用需要はかなりの落ち込みとなっている。
小売業 (共同店舗)	外出の自粛によって人出が減り、飲食店、宴会場の需要が低下したことから、食材の取引が減少している。
小売業 (花卉)	新型コロナウイルス感染症の影響で、入学式の縮小や中止、外出自粛要請や緊急事態宣言などで需要がかなり落ち込んでいる。卸、仲卸、小売店ともに前年より3割~4割減となっている。
商店街	営業自粛要請に従い、飲食店を主に13店舗休業している。その他の店舗も時短対応で営業し、全ての加盟店に大きな影響が出ている。売上も5割減~9割減と大幅に落としており、今後の経営に与えるダメージは大きい。(大館市) 新型コロナウイルス感染症の影響で客足が減り経営状況は悪化している。休業要請のある業種には支援があるが、休業要請のない業種(理・美容業)には支援もなく店を開店していても来客はない状況である。(横手市)
サービス業 (旅館)	新型コロナウイルス感染症による休業によって、営業活動ができない状況にある。
サービス業 (タクシー)	新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館・ホテルをはじめ、飲食店、旅行などのサービス業の経済活動は停滞している。4月前半は50%程度だった落ち込みが「緊急事態宣言」の発令後は、地域によっては70%の落ち込みとなった。
建設業 (建築リフォーム)	新型コロナウイルス感染症の影響から受注しても工事に取り掛かれない。受注については民間からの発注が足踏みしている案件が多い状況にある。
建設業 (電気工事)	新型コロナウイルス感染症の影響で現場立入禁止となり、工期の遅延、資材搬入の遅れ等、多大な影響を受けている。
運輸業 (トラック)	貨物は少ないようだが、食品関係、雑貨関係は順調に動いている。工場関連の製品・資材関係は殆ど動いていない。

中小企業組合等支援施策情報

中小企業組合等課題対応支援事業の募集

～全国中小企業団体中央会～

事業概要

中小企業組合等が単独では解決することが難しい問題(ブランド化戦略、事業分野の活力低下、技術・技能の承継の困難化、環境問題等)について、中小企業が連携して取り組む調査や改善するための取組みに対して、全国中央会が補助を行います。下記の事業実施にあたっては、より効果的に、また円滑に実施できるように、本会職員が、事業の計画から実施、成果の活用まで一貫して伴走支援を行うこととなっています。

支援対象者

中小企業組合(事業協同組合、企業組合等)、一般社団法人、任意グループ等

事業の種類

- (1) 中小企業組合等活路開拓事業
中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行う将来ビジョンの策定や展示会出展等の取組を支援します。
- (2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業
中小企業組合等がIT活用による経営革新を推進するための情報システム開発などのプロジェクトを支援します。

補助金額、補助率

- 補助金額(消費税及び地方消費税を含みません)
- (1) 中小企業組合等活路開拓事業
大規模・高度型※ 上限2,000万円
(下限100万円)

通常型	上限1,200万円 (下限100万円)
展示会等出展・開催事業	上限1,200万円 (下限なし)
(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業 大規模・高度型※	上限2,000万円 (下限100万円)
通常型	上限1,200万円 (下限100万円)

※大規模・高度型は、補助金申請予定額が1,200万円を超え、なおかつ事業終了後3年間以内に組合等又は組合員等の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業が該当します。

- 補助率
補助対象経費の6/10の範囲内

補助対象経費

事業の種類ごとに対象となる経費科目が異なります。公募サイトから募集要綱でご確認ください。

<https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index.html>

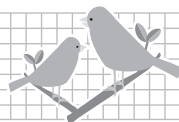
公募期間

- 3次募集：7月20日(月)～8月31日(月)

お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 振興部
TEL：03-3523-4905

話題の広場



中央会事業より

組合活力向上事業 研修会【事業活用事例】

中小企業を取り巻く経営環境は年々厳しさが増しており、組合や組合員企業においても多くの経営課題等を抱えています。本事業では、組合及び組合員企業が抱える問題点・課題に対し、専門家とともに課題解決を図り、活力向上に結びつけるため、集中的な支援を行っています。

本事業の活用をご希望の皆さまは、お気軽にご相談ください。

将来ビジョンの見直しとアクションプランの策定

～大館市御成町二丁目商店街振興組合～

【事業内容】

当組合では、アーケードの撤去・LED街路灯の設置により、平成28年度に全国商店街支援センターの支援を受け、「笑顔あふれる若者が集い、伝統文化が活きる街を」をコンセプトとした将来ビジョンを策定しました。

しかし、これまでビジョンに基づく具体的な取組には至っておらず、組合事業(販売促進

事業等)の活性化が課題となっていました。

昨年、JR大館駅前に、市の観光交流施設「秋田犬の里」がオープンするなど、当商店街の周辺環境も様変わりしており、近接する商店街として、停滞している組合事業の活性化に向けた将来ビジョンの見直しを行うとともにアクションプランの検討を行いました。

【第1回】周辺環境の変化等を踏まえた 将来ビジョンの見直し

専門家からローリング(見直し)を行う際の視点として、

- ①市の、まちづくりの指針となる都市再興基本計画の内容を把握する。
- ②商店街の存在意義を示すため、地域コミュニティの機能や場づくりを充実させ、商店街全体が市民や買物客から支持されることで各個店の売上につなげる。

また、商店街を活性化していくための基本的方向性として、個店ではなく商店街としての集団対応としてマインド(理念)、ビヘイビア(行動)、ビジュアル(視覚)の3つを連動させたCI活動を展開させる。とのアドバイスをいただき、将来ビジョンの見直しについて出席者同士で、どのような切り口で見返していくか意見交換し、情報共有を行いました。

【第2回】将来ビジョンを踏まえた アクションプランの検討

専門家からアクションプラン策定にあたってのポイントについてアドバイスがあり、第1回で行った新たな将来ビジョンの見直しを受けてアクションプランについて意見交換を行いました。

アクションプランの検討にあたっては、商店街の課題や資源(強み)、地域住民の意向を把握した上で、

- ①組合員の販売促進に結びつく取組
- ②住民とのコミュニケーションを意識した取組
- ③商店街の集団対応としてマインド、ビヘイビア、ビジュアルの3つを連動させたCI活動に関する取組

に分けて、組合員同士が認識を共有しながらアクションプランを検討しました。

【第3回】将来ビジョンを踏まえた アクションプランの策定

専門家から原案として作成したアクションプラン(案)の説明があり、前回までの研修会で出席者から出された意見のうち、

- ①タクシーを呼んでもらえるサービス+告知
- ②街角美術展(各店舗に絵を飾る)など、プランとして追加することが可能な取組について出席者同士で意見交換を行いました。

今後のアクションプランの実行に向け、当商店街を認知してもらうため、商店街としてのコンセプトや方針を決めた上で、原案で示された商店街CI事業を実行することから取り組むこととなり、実行委員会を立ち上げてプランを実行していくこととなりました。

今年度4月にCI事業実行委員会が開催され、ロゴマークのデザイン作成を地元デザイナーに依頼することが決定しました。また、アクションプラン実行に向けて、6月中旬に全国商店街支援センターの専門家派遣事業を活用することとしています。



【アーケード撤去後の商店街の様子】



【設置したLED街路灯】

木村幹人理事長は、「事業を活用して策定したアクションプランを着実に実行し、お客様と組合員が笑顔になれる商店街を目指したい。」と抱負を語っています。

アラカルト ● a la carte ●

■若者の地元定着に向け、求人票の早期提出を

～秋田県と秋田労働局が経済団体に要請～

5月11日(月)、秋田市の秋田県商工会館「ホール80」において、佐竹敬久知事、甲斐三照秋田労働局長並びに安田浩幸秋田県教育長による新規高校卒業予定者の県内就職の推進に向け、求人に関する要請が経済5団体に対し行われ、本会からは藤澤正義会長が出席し、要請書を受け取りました。

来春の高校卒業予定者を対象としたハローワークの求人受付が6月1日から開始されることに伴い、未来を担う優秀な人材の確保、人材の定着・確保に向けた働きやすい職場環境の整備、生徒や教員、保護者への効果的な企業情報の発信について要請を受けたものです。

組合及び組合員企業の皆様におかれましては、一人でも多くの若者が県内企業に就職

できるよう、求人票の早期提出につきまして、ご協力をお願いします。



【要請書を受け取る藤澤会長(左)】

新理事長紹介

下記の方が新理事長に選出されましたので、ご紹介します。

協同組合秋田県銘木センター（能代市）
理事長 瀬川 貴志さん

組合員名：瀬川銘木株式会社
役 職：代表取締役社長
選 出 日：令和2年4月28日

－会員組合の皆様へ－

本コーナーでは、会員組合の理事長交代について紹介しております。新しい理事長が選出された場合は、本会 総務企画課(☎018-863-8701)までお知らせください。

インフォメーション

持続化給付金申請サポート会場 について

申請サポート会場

電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」を開設しています。「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から**完全予約制**となっております。

秋田会場 [会場コード0501]

秋田市中通4-14-16 アキタスクエア3-2

大館会場 [会場コード0502]

大館市御成町2-8-14 大館商工会議所5F

大曲会場 [会場コード0503]

大仙市大曲通町1-13 大曲商工会議所2F

能代会場 [会場コード0504]

能代市元町11-7 能代商工会議所3F

横手会場 [会場コード0505]

横手市条里2-1-15 サンサン横手1F

事前予約の方法

①Web予約「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

URL：https://www.jizokuka-kyufu.jp/

②電話予約(自動)

「申請サポート会場受付専用ダイヤル0120-835-130」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法をご案内します。

受付時間：24時間予約可能

③電話予約(オペレーター対応)

「申請サポート会場電話予約窓口(オペレーター対応)0570-077-866」にて、予約を受け付けます。

受付時間：平日、土・日、祝日ともに9時～18時

事前準備

申請に必要な情報を「申請補助シート」に記入して当日ご持参ください。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、各自でボールペン等筆記用具をご持参ください。

ご持参いただく書類

・申請要領を確認の上、申請の特例を用いられる場合は、証拠種類等もあわせてご持参ください。

○必要書類のコピー(できれば現物)

〈中小法人の場合〉

・確定申告書別表一の控え(1枚)*及び法人概況説明書の控え(2枚)計3枚(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)

※収受日付印が押されていること(e-Taxの場合は受信通知)

・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)

・法人名義の口座通帳の写し(法人の代理者名義も可)

〈個人事業者等の場合〉

・確定申告書類

青色申告の場合

2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)*と所得税青色決算書の控え(2枚)計3枚

白色申告の場合

2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)*計1枚

※収受日付印が押されていること(e-Taxの場合は受信通知)

・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)

・申請者本人名義の口座通帳の写し・本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)

お問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター

TEL：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時

5月・6月(毎日)、

7月～12月(土曜日を除く)

『スキルアップ』

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49
TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19
TEL 018(888)3666

URL：http://www.k-chiyoda.jp

《繊維製品加工販売業》



秋田ファイブワン工業株式会社

取締役会長 佐賀 善美
代表取締役社長 佐賀 善廣

〒010-0975 秋田市八橋字下八橋 191-29
TEL 018-862-5141 / FAX 018-862-5288
URL http://www.a-fiveone.co.jp/

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 本 多 秀 文
副理事長 谷 藤 健 二
" 太 田 博 之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161 / FAX 018(824)5685

「信用保証」と

「経営支援」で

秋田県の中小企業を応援します！



 秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-863-9011 FAX:018-863-9188



2020
健康経営優良法人
Health and productivity

秋田活版印刷株式会社

www.kappan.co.jp/

本 社 〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110-1 TEL.018-888-3500(代) FAX.018-888-3505
東京営業所 TEL.03-5927-8101 名古屋営業所 TEL.052-251-5080

おかげさまで20周年を迎えることができました。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



保険&リース 北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号
TEL:018-883-1888 / FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須和町1丁目4番地57号
TEL:0187-66-3622 / FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2
TEL:0185-58-2116 / FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362
TEL:0234-75-3370 / FAX:0234-75-3376

[URL] <http://www.knbs.jp>

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12
TEL 0186-34-2011
FAX 0186-34-2013

公益財団法人産業雇用センターは失業なき労働移動をサポートします。

・お気軽にご相談、連絡ください。当センターの全職員は皆様方のご期待、ご要望に応えるべく努力いたします。

■企業間の人材マッチングをサポート

- ・人材を必要としている企業の皆様へ
⇒人材情報の提供・斡旋をします。
- ・雇用調整を検討している企業の皆様へ
⇒従業員様の再就職をサポートします。

■優秀な人材の育成、
職場の活性化をサポート

- ・経験豊富な講師が、活力ある職場づくり
を各種セミナーを通じてお手伝いします。

当センターの4つの特色

1 30年以上の実績と信頼

経済産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益財団法人で、30年以上の実績と信頼を誇ります。



3 全国ネットのサービス

全国47都道府県に事務所があり、全国ネットでサービスを提供しております。



2 雇用調整対象者に再就職支援

人材が余剰の企業と不足している企業との間で出向・移籍による支援をしております。



4 企業・個人情報厳守

企業情報・個人情報に關しましては、当センターの個人情報保護方針に基づき厳守いたします。



ご利用は無料

登録

相談

あっせん

成立(再就職)

独自の人材情報を提供

当センター独自の人材情報を提供し、再就職・人材確保の支援が可能です。

ハローワーク等と併用が可能

ハローワークなどと併用し、全国ネットでの再就職・人材確保の支援が可能です。

公益財団法人 産業雇用安定センター 秋田事務所

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カン秋田ビル4階

TEL 018-823-7024 FAX 018-883-4215

メールでもお問合わせいただけます ④Akita-2@sangyokoyo.or.jp

ホームページもご覧ください
sangyokoyo.or.jp/

産業雇用安定センター

ホームページは
こちらから

